

石綿による疾病に 気づいていない方を探しています

■石綿による疾病の補償・救済について

石綿を吸い込んだことにより発症する中皮腫や肺がんなどの疾病は、石綿を吸い込んでから発症するまでに非常に長い期間がかかることから、労働者の方が仕事により石綿を吸い込み病気になるっても、病気の原因が仕事にあったことを、医師も本人も気づきにくかったという状況がありました。

仕事が原因で石綿による疾病にかかり死亡した労働者のご遺族は、労災保険法に基づく遺族補償給付が支給されますが、労働者が死亡した日の翌日から5年を経過すると、遺族補償給付は時効により請求することができなくなります。この結果、労働者の遺族の方の中には、労災保険給付を請求する権利を時効により失っている方もいます。

このようなことから、平成18年3月27日に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、平成13年3月26日以前に石綿による疾病を発症し、死亡した労働者の遺族で、労働保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対しては特別遺族給付金が支給されています。

この特別遺族給付金の請求期限は、**平成24年3月27日まで**となっておりますので、お心当たりの方は、早急に下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

○特別遺族給付金や労災保険制度について

留萌労働基準監督署 ☎42-0463

○仕事が原因でない方への救済給付について

独立行政法人環境再生保全機構

☎0120-389-931

10月1日から7日は公正証書週間です

あなたの意思や契約内容を明確にし

安心できる公正証書を利用しましょう

公正証書は、公証人が本人の意思を確認して作成する公文書です。

契約当事者の意思を法的に確保しながら内容を明確にするため、争いを未然に防止できますので、債務弁済、協議離婚に伴う養育費や慰謝料、売買、贈与、賃貸借のほか、任意後見契約、尊厳死宣言、遺言書など広く皆さんに利用されています。

金銭トラブルでは、公正証書があれば裁判手続が省略できます。その他の内容については、完全なる強い証拠力があります。

遺言書を公正証書で作成すると法定相続にかかわらない遺言者の意思に基づく相続関係が実現できます。遺産をめぐる相続人間の無用な争いを避け、面倒な手続を簡単にし、安心できる公正証書遺言を作成しましょう。

会社設立の定款作成に関する相談にも応じております。

相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

◎問い合わせ先

旭川公証人合同役場 ☎0166-22-5553

名寄公証役場 ☎01654-3-3131

10月は「土地月間」 10月1日は「土地の日」です 『笑顔咲く 未来の種を その土地に』

土地は、国民のための限られた貴重な資源です。

将来の子供たちのため、明日の豊かな暮らしのためにも土地の有効利用が大切です。

土地の有効利用の実現のためには、土地政策に対する国民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

この機会に、皆さんもぜひ一度土地の有効利用について考えてみませんか。

実施主体／国土交通省、地方公共団体、土地関係団体等